平成２４年（フ）第１６７号
青森市大字戸山字赤坂268番地197　県営住宅28－２－１
債務者　坂本　妙子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
神奈川県横須賀市田浦町６丁目13番地　池の谷戸住宅Ａ―16
債務者　菅原今朝雄
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２６９号
熊本市東区保田窪３丁目23番96号、前住所熊本市平成１丁目16番31号
債務者　増永　隆彦
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２６号
熊本県菊池市泗水町吉富205番地61
債務者　瀬音　善浩
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４２号
熊本市南区田井島３丁目１番６号　ファミール有田Ａ棟Ｃ－２
債務者　小本裕美子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４５号
熊本市南区元三町２丁目８番１号　シャルマンリバージュ105
債務者　田口　美子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５９号
熊本市西区島崎２丁目18―72　レックス403号、住民票上の住所鹿児島県出水市上知識町107番地
債務者　二階堂由美子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６７号
熊本県宇城市松橋町曲野3333番地
債務者　宮本　清満
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６８号
熊本県宇城市松橋町曲野3333番地
債務者　宮本よし子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３１号
熊本市東区月出４丁目４番101号　石原ハイツ201号
債務者　渡邊加代子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６２号
鹿児島県南さつま市加世田川畑3564番地１、開始決定時の住所鹿児島県南さつま市金峰町大野4240番地４
破産者　惠　　勇
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１５８７号
札幌市中央区伏見３丁目５番１号　102号
破産者　松木　春美（旧姓竹内）
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７３号
札幌市手稲区星置３条９丁目３番７号
破産者　澤出　宗利
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７４号
札幌市手稲区星置３条９丁目３番７号
破産者　澤出　正利
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５４号
札幌市西区発寒12条３丁目４番１号　第２あずみマンション101号
破産者　大森　芳勝
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５５号
札幌市西区発寒12条３丁目４番１号　第２あずみマンション101号
破産者　大森ふみ子
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６号
北海道苫小牧市啓北町２丁目８番12号　コーポ啓北Ａ102号
破産者　横田日出男
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５８号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番１―304号
破産者　寺井　　恵
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部